

概要版

3 教総総第 2310 号
令和 4 年 1 月 19 日

各都立学校長

東京都教育委員会 教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)
藤田 裕司
(公印省略)

まん延防止等重点措置の適用に伴う都立学校の対応について (依頼)

(略)

本日、国は、東京都への 1 月 21 日から 2 月 13 日までを期間とするまん延防止等重点措置の適用を決定しました。

現在、オミクロン株の急激な感染拡大の状況にあります。かつてないスピードで感染が拡大しており、誰もが感染するリスクがあると指摘されています。

こうした状況を踏まえて、都立学校においては、今まで以上に危機感をもって、学校や家庭での感染症対策に取り組むことが重要です。

特に、部活動等による感染事例が増えていることから、換気の徹底やマスクの正しい着用や黙食の徹底、放課後の速やかな帰宅、不要不急の外出の自粛など、児童・生徒等への感染症対策の指導を徹底して行ってください。また、家庭内感染を防ぐためにリスクが高まる場面をまとめたリーフレットを作成しましたので、これを活用し、保護者の皆様への家庭内での対策について、周知をお願いします。

(略)

記

1 基本方針

- 基本的な感染症対策の徹底とオンライン活用による密を避ける工夫などにより学校運営を継続する。
- 学校の運営に当たっては、ガイドラインに基づく感染症対策を徹底する。感染症対策については、都立学校新型コロナウイルス感染症対策専門家チームによる「都立学校における新型コロナウイルス感染症対策点検・評価報告書」(令和 3 年 12 月 23 日送付済)も参考にすること。
- 公共交通機関が混雑する時間帯を避けられるよう、始業・終業時刻の設定を工夫するなど**時差通学を徹底**する。
- 学校や地域の感染状況に応じて、オンラインを活用した分散登校や短縮授業を実施することができる。学校において陽性者を確認した場合には、オンライン学習を活用する。

2 児童・生徒等に対する指導の徹底

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- マスク (不織布)** の正しい着用、3 「**密**」の回避、正しい**手洗い**
- 厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html
- 毎朝検温**、健康観察 (咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさなどの体調不良の症状が見られる場合は登校せず、受診すること)
- 登校時の健康チェック (登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認)
- 教室等における密集の回避 (児童・生徒等同士の間隔を 2 m (**最低 1m**) 以上確保)
- 常時換気**の徹底 (CO2 測定器による計測を活用)

- 黙食の徹底
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後は速やかに帰宅する。
- 校内で感染拡大の恐れがあると考えられる場合は、適宜オンライン学習を活用するなどの工夫を行う。

(2) 学習活動について

- 現在の感染状況に鑑み、感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い教育活動は行わない。

(例)

- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動、及び合唱祭
- ・家庭科における調理実習 等

(3) 学校行事について

- 生徒が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行事は、延期又は中止する。
- 都内における校外での活動は可とし、都外における校外での活動は延期又は中止する。都内で実施する場合は、参加人数や移動手段、活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。
- 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、まん延防止等重点措置が解除されるまでの間、延期又は中止する。ただし、宿泊を伴わない都内での代替活動は可とし、その場合は活動の前後でPCR検査を実施することを推奨する。

(4) 部活動について

- 部活動については指導部から発出する別途通知に基づき、感染症対策を講じ、**生徒の安全を最優先**にした上で、全ての部活動の実施を可とする。ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- 都内及び都外における大会、演奏会への参加や、練習試合等は、実施しない。ただし、全国大会や関東大会、当該大会につながる都大会、都高文連等が主催する大会への出場は可とし、大会等参加に伴う都内での練習試合等は可とする。
- 大会等に参加する場合には、宿泊の有無に関わらず、**参加の前後にPCR検査を実施することを推奨する。**実施に当たっては、保護者の同意を得た上で行う。また、**引率した教員に対しても同様にPCR検査の実施を推奨する。**
- 宿泊を伴う大会等終了後、おおむね1週間程度、オンライン等を活用した自宅学習の期間を設定し、参加生徒の健康観察を行う。引率した教員は同様に自宅勤務を行う。

3 教育活動におけるPCR検査の活用拡大について

PCR検査の実施については、令和3年11月8日発出の事務連絡「教育活動におけるPCR検査の活用について」により実施しているところであるが、生徒の感染リスクの低減や校内への感染拡大の防止を図るため、活用場面を拡大し、大会参加や宿泊を伴う教育活動、校外活動等の教育活動の前後に検査を実施することを推奨する。詳細については、別途通知によること。

4 家庭における感染症対策の徹底

(略)

- 外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える。

- 児童・生徒同士の会食や、更衣室や自家用車等の狭い空間での関わりは感染リスクが高く、実際に感染した事例が起きていること。
- マスク（不織布）の正しい着用、3「密」の回避、正しい手洗いなどの手指消毒
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合、児童・生徒等は登校せず休養する。この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気

(略)

(担当)

【教育活動について】

指導部高等学校教育指導課
指導部特別支援教育指導課

【感染症対策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

【都立高等学校等の入学者選抜について】

都立学校教育部高等学校教育課

【教職員の服務について】

人事部職員課

【教職員の自宅勤務・休暇について】

人事部勤労課

【ガイドライン及びその他本通知に関すること】

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症
対策本部事務局（教育庁総務部総務課内）